

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会（臨時）
会議録

世 田 谷 区

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会（臨時） 会議録

■開催日時：平成29年9月15日（水）午前10時40分～午前11時20分

■開催場所：世田谷区砧総合支所3階災害対策地域本部室

■出席委員：7名（50音順（正副委員長除く））

深尾精一委員長、青山侂副委員長、岩村和夫委員、勝又英明委員、
出口敦委員、蓑茂壽太郎委員、目黒公郎委員

■事務局他

松村庁舎整備担当部長、秋山庁舎整備担当課長、
窪松公共施設マネジメント推進課長、青木施設営繕第二課長、他事務局員 8名

■公開・非公開の別：非公開

■議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 公開プレゼンテーション及びヒアリングについて
 - (2) 一次提案書及び二次提案書の公開について
3. 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。9月18日に行う公開プレゼンテーション及びヒアリングの前にご決定いただきたいことがございますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それではこれから臨時の審査委員会を開催いたします。</p> <p>まず事務局から資料の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の臨時審査委員会ですが、委員の方7名が出席されていますので、定足数として充足しておりますので、正式な委員会として開催することを報告させていただきます。配布資料ですが、次第の次に資料一覧表をお付けしておりますので、こちらでご確認をお願いします。</p> <p>本日は資料1から資料2までとなっております。不足の資料はございますでしょうか。</p> <p>配布資料の確認につきましては、以上となります。</p>
委員長	<p>それでは次第に従いまして進めます。まず、資料1「公開プレゼンテーション及びヒアリングについて」の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料1について、ご説明いたします。</p> <p>まず、1の写真撮影、録画、報道対応につきましては、第4回審査委員会でご議論いただきました内容の確認としまして、写真撮影につきましては、これまで通り、2次審査前の混乱を防ぎ、公正な審査を行うため、公開プレゼンテーション及びヒアリング時の撮影は禁止し、ロビーに展示している提案書についても撮影は禁止とします。また、公開プレゼンテーション及びヒアリングの録音についても禁止いたします。</p> <p>報道機関関係者は事前連絡を前提とし、決められた場所以外での撮影、録音及び録画は禁止いたします。なお、報道機関の撮影については、開会及び各プレゼンテーション開始後5分までと考えております。報道対応については、第4回審査委員会でのご議論より、変更させていただいておりますので、ご議論をお願いいたします。なお、区は記録のため写真撮影及び録音・録画を行います。</p> <p>2. の進行を妨げる行為等の対応方法ですが、まず(1) 大声、拍手、発言等への対応については、会場内の事務局職員より注意を促し、それでも収まらない場合は、事務局よりプレゼンテーションを中断させ注意を促します。この場合には時間は止めません。その後も大声等の行為が収まらない場合は、事務局より退場の指示を出します。この場合は、プレゼンテーション等を中断させ、時間も止めてはいかがかと考えております。</p> <p>(2) のぼり、旗等につきましても、会場におります職員より注意し、それでも止めない場合は、退場の指示を事務局から出すということで考えておりますが、注意、退場等につきまして、事務局から行うことについて、ご議論をいただければと思います。</p> <p>3. の公開プレゼンテーション及びヒアリングの部分につきましては、ヒアリング時の会議録を作成し、9月27日の審査結果公表時に同時に公開したいと考えております。なお、会議録の公開について本委員会でご決定いただいた場合には、本日、事前に応募者へ通知する予定です。ご議論のほど、お願いいたします。</p> <p>裏面をご覧ください。4 傍聴にあたっての注意事項 です。</p> <p>第4回審査委員会でご議論いただきました注意事項をもとに作成いたしました。</p>

	<p>(1) ⑫、(2) ①につきまして追加事項として記載いたしました。事務局側での警備上の話、今回来場される方に対しスムーズに会場運営をするという観点から、以上の2点を追加させていただきました。なお、この4の傍聴にあたっての注意事項は、当日ご来場いただいた方々に配布したいと考えております。</p> <p>こちらをご確認、ご議論をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、「1. の写真撮影、録音、報道対応について」ご質問やご意見はありますでしょうか。</p>
委員	<p>資料1の2ページ目、写真撮影禁止について、「禁止」と「ご遠慮ください」は同じ意味ですか。</p>
事務局	<p>同じ意味と考えております。</p>
委員	<p>写真禁止をどのように管理をするのですか。</p>
事務局	<p>会場には職員がそれぞれの場所に立っておりますので、そこで会場内を見て職員が注意をします。また、ロビーにも職員がおり、そちらでも注意をいたします。</p>
委員長	<p>「禁止」と「ご遠慮ください」は違うと思います。厳密に言うと、本当の「禁止」であれば、もし撮影されたことが認められた場合にはそのデータを削除したり、その確認までするのが本当の「禁止」だと思います。ただそれは不可能だと思います。SNS等に投稿されたものが確認された場合には、事務局として、「すぐに削除してください」と言うことはできると思います。</p> <p>「ご遠慮ください」だと、削除するようにはなかなか言えない。「禁止」と書いておけば、SNS等に投稿され何か問題になった場合は、区は、このように「禁止」として対応していたので、削除の申し入れをします。とできるのではないかと思います。そういう意味では「ご遠慮ください」ではなく、「禁止」としたほうがよいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>そのほうが明らかなと思います。</p>
事務局	<p>「ご遠慮ください」は「禁止」を少しやわらかく表現したものと考えております。</p>
委員長	<p>「進行の妨げとなる行為は禁止としておりますので、ご遠慮ください」というのはいかがでしょうか。「禁止」より少しやわらかくなるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>「禁止」という用語を使いたくない場合は、「…しないでください」で統一することはいかがでしょうか。</p> <p>4の注意事項で最初にお守りください。としていて、最後に上記の注意事項をお守りいただけない場合は、退席いただくことがあります。としておりますので、ある意味、遠慮も同じなのですが、「遠慮」と言うと確かに誤解する方もいるかもしれませんので、「…しないでください」は「禁止」と同じですから、「…しないでください」で統一する手もあると思います。</p> <p>私が出席している東京都の委員会でも、傍聴者に対して、「…しないでください」とうことで伝えております。</p>
委員長	<p>委員の皆様、「…しないでください」という表現でいかがでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>それでは、公開プレゼンテーション及びヒアリングの撮影・録音は禁止し、報道の撮影は開会及び各プレゼンテーションの開始5分間とします。また、区は記録</p>

	<p>のため、写真撮影、録音・録画を行うものとします。</p> <p>また、のぼり、旗等につきましても、退場の指示を事務局から出すということといたします。</p> <p>それから公開プレゼンのヒアリングの記録については、会議録を作成することとします。委員会の会議録では委員名は伏せることになっていますが、ヒアリングの会議録については、発言した委員名はわかることになるのでしょうか。</p>
事務局	公開でのヒアリングなので、どなたが発言されたかはわかると思います。
委員長	それではヒアリングの会議録に関しては、委員名を記載した上での会議録公開でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
委員長	4 傍聴にあたっての注意事項 については、資料1の2枚目を先ほどの議論を踏まえ、事務局が修正したものを私がいただき目を通すということで、私にお任せいただいでよろしいでしょうか
全委員	異議なし
委員長	続いて、資料2「一次提案書及び二次提案書の公開について(案)」の説明を事務局よりお願いします。
事務局	<p>資料2について、ご説明いたします。</p> <p>これまでの確認事項として、第4回審査委員会で確認された内容は、</p> <p>(1) 一次提案書については、審査講評の公表の後、時期をずらして事務局から公表する。</p> <p>(2) 二次提案書については、応募者名を公開の上、公開展示も行っていることから、9月27日に審査講評に添付して公開してもよいものとする。</p> <p>となっております。</p> <p>これに基づきまして、あらためて提案書の公開について整理をしました。この間「なぜ二次提案書の写真撮影をしてはいけないのか」などのご意見をいただきましたので、その観点から改めて整理をいたしました。</p> <p>まず、2. 二次提案書については、</p> <p>(1) 現段階で二次提案書の写真撮影を禁止している理由としては、二次審査前の混乱を防ぎ、公正な審査を行うためとしております。</p> <p>しかし、(2)に記載しておりますように、9月18日で二次審査が終了するため、「公正な審査」を理由にした際には、提案書を公開しない理由は無くなります。</p> <p>そこで、(3)で、事務局として下記に示す4つの案を考えましたのでご検討をお願いいたします。</p> <p>案① は、9月27日の審査講評の公表時に審査講評の資料として公開する案です。</p> <p>公開方法は、世田谷区のホームページとします。ただし、提案書は印刷不可といたします。</p> <p>案② は、9月27日の審査講評の公表時に審査講評とは別の資料として公開する案です。</p> <p>公開方法は、案①と同様です。</p> <p>案③ は、9月19日にホームページで公開し、かつ、9月27日の審査講評の資料として公開する案です。公開方法は、案①と同様です。</p>

案④ は、9月19日にホームページで公開し、かつ、審査講評とは別の資料として公開する案です。

公開方法は、案①と同様です。

なお、公開期間は、a. 基本設計業務契約締結時まで、 b. 区民向け設計者並びに提案内容紹介時まで、 c. 年内 の3案を考えました。

事務局といたしましては、(2)に記載しました理由、また、一定期間は公表することが望ましい半面、設計に入っても、なお6案全てを公開していることによる混乱を防ぐため、案④の9月19日にホームページで公開し、かつ、審査講評とは別の資料として公開する案で、公開期間は年内が望ましいと考えております。

なお、(4)の最優秀者の二次提案書については、基本設計終了時まで公開することではどうかと考えております。

次に 3. 一次提案書について ご説明いたします。

(1)として、審査委員会において、一次提案書は時期をずらして公開するとした理由は、一次提案と二次提案の内容の差異について議論の対象となる可能性があるためでした。

次に(2)で記載しておりますが、二次提案を受けたところ、各者とも提案の大幅な変更は見受けられませんでした。

また(3)第4回審査委員会で、一次提案書と二次提案書は別々のタイミングで公開することが望ましいとされており、また、今ご説明した理由より、下に示す2案の対応が考えられますが、ご検討をお願いいたします。

案① として、9月27日に審査講評の公表時に審査講評の資料として公開する案です。

公開方法は、先ほどの二次提案書と同様に世田谷区のホームページで、印刷不可として掲載する方法です。

案② として、9月27日の審査講評の公表時に審査講評とは別の資料として公開する案です。公開方法は、先ほど案①と同様です。

公開にあたっては、期間を設定することとし、公開期間は a. 基本設計業務契約締結時まで、b. 区民向け設計者並びに提案内容紹介時まで、c. 年内の3案を考えました。

事務局といたしましては、一次提案書の性質を鑑み、また、二次提案書と同様に、設計に入っても、なお6案全ての一次提案書を公開していることによる混乱を防ぐため、案②の9月27日に審査講評とは別の資料として公開する案で 公開期間は年内が望ましいと考えております。なお、最優秀者の一次提案書についても、同様に公開期間は年内が望ましいと考えております。

裏面をご覧ください。

4. その他 で記載しておりますが、先ほどの説明で公開する場合、二次提案書の公開については、公開展示を行っていることから、事前に二次提案書の公開について、応募者へ公開することを通知するのみでよいと考えております。

一方、一次提案書の公開については、今回のプロポーザル説明書から、必ずしも公開の可否に関し読み取れない部分もあり、応募者の同意が必要と考えておりますので、応募者に同意書を送りまして、同意が得られた応募者の提案書のみを公開することを考えております。ご議論をいただき、19日から公開することになった場合は、事務手続き上、本日午後、通知をする必要がございます。その際に

	<p>は、「提案書の公開に対する同意の有無については、プロポーザルの審査には一切影響はありません。」を通知に記載することを考えております。</p> <p>以上の内容に関し、ご審議をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、「2. 二次提案書について」、「3. 一次提案書について」及び「4. その他」に関して、ご質問やご意見はありますでしょうか。</p>
委員	<p>「二次提案書の公開の後、一次提案書を公開する」というのは、気の抜けたサイダーのようなものではないでしょうか。それを見る人はいないのではないかと、言う気もします。あえて公開する必要があるかとも思い始めたのですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>「なるべく公開する」ということからすると、このようなプロポーザルのあり方の研究をしている方や建築関係者やジャーナリストも含めて、相当、関心のあるプロポーザルですから、そういうものを見たいという声はあると思いますので、これを公開しないということはないと思います。</p>
委員	<p>応募者は公開を拒否することはできるのですね。</p>
委員長	<p>そうですね。</p> <p>ただ、事務局案の通りとすると、二次提案書を19日とすると今すぐ応募者への通知が必要ですが、一次提案書の公開が27日であれば19日以降の打診でもよろしいのではないのでしょうか。そうすると、「プロポーザルの審査には一切影響はありません。」と記載する必要はないのではないのでしょうか。一緒に通知して、片方は公開が遅いと言うことは、本当に気が抜けた感じになりませんか。「18日の審査が全部終わりましたが、区としては公開したほうが良いと思いますのでいかがでしょうか。」と言う通知を出すほうがよいと思います。</p>
委員	<p>そのほうがよいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
委員	<p>審査講評とは別の資料として公開する。とありますが、別の資料とは技術的にどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>ホームページ上で審査報告書と同じページに載っているということではなく、別のページに提案書が掲載されているということです。</p>
委員長	<p>「別の資料」という言葉ではなく「独立して公開する」ということですね。</p>
委員長	<p>それでは、二次提案書の公開については、案④とし、公開期間はc.年内とします。また、一次提案書の公開については案②とし、公開期間はc.年内とします。また、二次提案書の公開については、応募者へ通知し公開することとし、一次提案書の公開については、同意を求める時期が今議論されましたが、それを考慮し、応募者の同意を得た上で公開するものとします。また、同意を得ることができない応募者がいた場合は、同意が得られた応募者の提案書のみを公開するものとしますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>本日の議事は以上となります。ここままで、改めてご意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>プレゼンテーション当日にホールの入口で鑑賞できるということですが、「人数が多い場合にはお断りします。」とされています。具体的にはどのようにされるので</p>

	すか。
事務局	1階のホール前にロビーがありますが、ロビーの広さから、50名程度が限度と思われる。今回の関心の高さから、仮に100名、200名の方が来られた場合には、それだけの方がロビーで滞留することは危険だと思われる。入りきれない人数と判断した場合には、安全性の問題からロビーの外に入口がありますので、そこで一回止め、お断りすることを考えております
事務局	当選されなかった方には通知の際に、ロビーに入れない場合があることの通知はしております。
委員長	よろしいでしょうか。それではこれで、先ほどの審議の通り決めさせていただきたいと思います。 その他、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	事務局より2点ほど、確認させていただきます。 まず、本日の資料の公表についてお諮りしたいと思います。 本臨時審査委員会の資料1と資料2につきましては、審査結果を公表する9月27日に公表を考えておりますが、よろしいでしょうか。 2点目に、本日の会議録及び議事要旨についてですが、こちらについても審査結果を公表する9月27日に公表を考えておりますが、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
委員長	それでは、本日はこれで臨時の審査委員会を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。